

学研高山地区第2工区まちづくり検討協議会設置要綱(案)

(設置)

第1条 この要綱は、関西文化学術研究都市高山地区第2工区のまちづくりを検討するにあたり、学研高山地区第2工区まちづくり検討協議会(以下、「協議会」という。)を設置し、その組織及び、運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、平成22年度末を目途に、高山地区のまちづくりに関する次の各号に掲げる事項について検討し、その結果を奈良県知事に報告する。

- (1) まちづくりにふさわしい導入機能、施設の立地などに関すること
- (2) まちづくりの気運醸成に関すること
- (3) まちづくりの実現手法に関すること
- (4) 大学及び企業の誘致活動に関すること
- (5) 県、生駒市、(独)都市再生機構の3者の役割分担、費用負担に関すること
- (6) リスク軽減方策やリスク発生時の負担方法に関すること
- (7) その他、まちづくりに関する検討に必要なこと

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。
 2 協議会には、会長をおき、奈良県副知事をもって充てる。
 3 委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

(協議会)

第4条 協議会は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。
 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、協議会を開くことができない。
 3 協議会は、会長がやむを得ないと認めるとき、委員に対して回議することをもって開催したものとすることができます。
 4 協議会は、非公開とする。

(意見聴取)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の有識者や専門家等に対し、意見を求めることができる。
 2 意見は、原則、協議会への出席により求めるものとし、やむを得ない場合は、その他の方針によるものとする。

(ワーキングチームの設置)

第6条 協議会に、必要に応じ、別途ワーキングチームを設置することができる。

(事務局)

第7条 協議会の庶務は、奈良県地域振興部地域づくり支援課及びまちづくり推進局地域デザイン推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成22年 月 日から施行する。

別表

学研高山地区第2工区まちづくり検討協議会委員名簿

会長 奈良県副知事
奈良県地域振興部長
奈良県土木部長
奈良県まちづくり推進局長
生駒市長
生駒市開発部長
生駒市開発部顧問
(独)都市再生機構西日本支社関西文化学術研究都市事業本部長
(独)都市再生機構西日本支社関西文化学術研究都市事業本部事業部長